

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 足田 英司
 税理士 中富 強
 税理士 松谷 正俊

COOLBIZ

クールビズ期間 5月1日～10月31日は
 ノーネクタイ軽装で失礼いたします。

7月の税務・労務

5月決算法人の確定申告	7月中の
11月決算法人の中間申告	決算応答日
2,8月決算法人の消費税中 間申告(年税額400万円超)	月末の場合は 8月1日(月)
源泉所得税6月分、特別徴 収税額1～6月の納付期限	7月11日(月)
社会保険料・児童手当拠出 金(6月分)の納付期限	8月1日(月)
所得税の予定納税(第1期)	8月1日(月)
予定納税減額申請期限	7月15日(金)
固定資産税・都市計画税の 第2期分納付期限	7月中の市町 村の指定日

7月の行事・業務案内

- 1(金) 半夏生
- 7(木) 七夕 小暑
- 11(月) 世界人口デー
- 16(土) 勤労青少年の日
- 18(月) 海の日(祝日)
- 19(火) 土用
- 22(金) 大暑
- 30(土) 土用の丑

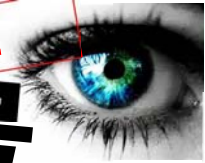


何の日?

半夏生 夏至から11日目雑節のひとつ／七夕
 5節句の一つ／小暑 夏至から15日目24節
 気のひとつ。暑さが本格的になる／世界人
 口デー 世界の人口問題への意識を高めるた
 めに国連開発計画がよびかけ／勤労青年
 の日 勤労青少年福祉法により定められた
 日・働く青年の福祉を考える日／海の日 国
 民の祝日・

個人番号

取扱嚴重注意!



マイナンバーの取扱、間違っていますませんか?

マイナンバーを取り扱う場合、法律で定められた管
 理基準を遵守して保管しなくてはなりません。その番
 号の入った情報を税理士などに業務委託する場合は、
 個人番号の取扱に係る委託者と受託者の契約ととも
 に、個人番号の当事者に対して、第三者に委託する旨
 の確認をしなければなりません。この管理基準を遵守
 せず、情報の漏えいが発生した場合、個人番号を取り
 扱った事業者(顧問先様)に罰則が適用される場合が
 あります。
 このように個人番号の取扱は管理コストと漏えい
 リスクがかかるため、慎重に取り扱うようご案内して
 まいりました。
 ところで、今年になってから個人番号が記載された
 書類を当事務所にお送りいただくことがあります。

この場合、顧問先様と当事務所の間で個人
 番号預かりに関する契約など手続きをしなく
 てはなりません。また、当事務所がお預かり
 した個人番号が記入された書類は施錠のでき
 る金庫保管スペースの確保及び特別なセキュ
 リティ対策が施されたサーバーへの移行費用
 が発生します。このコストは顧問先様も同じ
 です。
 個人番号入り書類をお送りいただいた顧問
 先様は、番号預かりを委託されるのか、誤って
 送られたものかご確認が必要となります。
 該当の顧問先様には担当者よりご連絡差し
 上げます。また、お尋ねになりたい顧問先様
 は担当者にご連絡ください。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7第5松葉ビル301号
 Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp
 URL: http://kskj.jp 相続専門: kskj-souzoku.jp 飲食: food-tax.jp
 税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)
 【取次会社】(生命保険) 大同生命、NN生命(旧ING生命)
 (ビジネスソフト) 弥生会計 MJS (損保) ユナイテッド・インシュア
 ランス(株) (コンサル) 日本フードアドバイザー協会(飲食向コンサル)

今号の紙面

- マイナンバーの取扱まちがいないですか?
- 7月の事務ごよみ ○ 財産債務調書の督促が来た!
- エンゼル税制 ○ Q&A 自宅を会社で買う?

7月の事務「よみ

● 平成28年度個人住民税の特別徴収事務の確認

特別徴収個人住民税の第1回目（6月分）の納付期限は7月11日です。

Q&A 特別徴収年度の途中で退職する人が出た場合？

答 退職があった場合は「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し市区町村に提出します。

従業員が退職した場合、残期間分の住民税は、特別徴収から普通徴収に切り替わるのが原則です。

しかし、未徴収税額を、未支給の給与や退職金から一括徴収する場合もあります。

また、再就職先で特別徴収を継続したい場合は、異動届出書を再就職先に回付することで引き続き特別徴収が行えます。

● 納期の特例の適用を受けている場合の源泉徴収税額の納付

所得税の源泉徴収税額の納付について、従業員数が10人未満で、納期の特例の承認を受けている事業所は、1月～6月に支払った給与と退職金などから徴収した源泉徴収税額を7月11日までに納付します。

● 固定資産税・都市計画税の第2期分の納付

7月は地方税法に定められた固定資産税等の第2期分の納付時期です。一括で前納していない場合は納税通知書を確認して納付しましょう。

● 賞与支給に伴う健保・厚生保険料の納付

6月に賞与を支給し、年金事務所等に「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を提出した場合は、7月の納入告知書に、賞与に係る負担分も加算されています。

● 健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出

被保険者報酬月額算定基礎届の提出期間は、7月11日までとなっています。提出対象者は、原則として7月1日現在の被保険者全員の4月～6月に支払った賃金です。

● 労働保険の年度更新の締め切り

7月11日は労働保険概算・確定保険料申告書及び石綿健康被害救済法一般拠出金申告書の提出・納付（いわゆる年度更新手続き）の締め切りです。手続きが遅れると追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）が課される場合があります。

労働保険料の延納（分割納付）期限は今年度は次のとおりです。

第1期（4～7月分）	7月11日
第2期（8～11月分）	10月31日
第3期（12月～3月）	翌年1月31日

● 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で4日未満の休業をした場合は、3カ月ごとにまとめて労働基準監督書に報告します。4月～6月分の報告期限は8月1日です。なお、休業が4日以上になったり死亡事故が発生した場合は、そのつど報告する義務があります。

● 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出

毎年6月1日現在の高齢者、障害者の雇用状況（役員・兼務役員を除く）を報告します。

● 協会けんぽの被扶養者資格の再確認

6月上旬より、協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されています。「平成28年度健康保険被扶養者状況リスト」が届いた事業所は、被扶養者の資格を確認し、8月1日までに提出してください。

エンゼル税制って？

平成28年度税制改正でエンゼル税制が拡充されました。

創業3年未満の企業に対して投資（出資）を行うと所得税の控除を受けられます。受けるための要件や優遇措置は下表のとおりで、AまたはBのいずれかを選択して受けることが出来ます。

対象となる法人の条件は、①出資者及びその親族が投資対象会社の株式の6分の5を超えないこと。②未上場の株式会社で風俗営業を営んでいないこと。③資本金1億円以上の大法人が株式の過半数を保有していないこと。④業種により基準は異なりますが、概ね資本金1億円未満従業員数200名未満の中小企業であることが目安です。

「II」の手続きをするためには、投資を受ける企業が経済産業局に、適用可能な会社であることの証明を交付されること、投資した個人は、経済産業大臣が発行する確認書と、投資された会社が発行する受領証明を添付し、確定申告をする必要があります。

法人成も含め、創業者や、役員、従業員でもこの特例を使うことができます。

例えば、年間所得400万円の方が起業するので100万円出資したとします。優遇措置Aを選択した場合、総所得の40%＝160万円以下ですから100万円から2000円を控除した99万8千円が所得控除できます。

また、株式投資で100万円以上の利益が出た場合は優遇措置Bを選択し、100万円を経費にすることができます。

条件など、要件は複雑そうですが、当てはめてみると意外に簡単です。ただし、証明書をもらうための書類が多いのが面倒ですが、あてはまる場合は検討の余地があります。

優遇措置	会社の要件					
	1年未満で最初の事業年度未経過	1年未満で最初の事業年度経過	1年以上2年未満	2年以上3年未満	2年以上5年未満	5年以上10年未満
A 投資金額から2,000円控除した額を、所得控除出来ます。ただし限度額があり総所得金額の40%か1,000万円が限度額です。	研究者あるいは新事業従業者が2人以上かつ常勤役員・従業員の10%以上 営業キャッシュフローが赤字		試験研究費が売上高の3%超で営業キャッシュフローが赤字		売上高成長率25%超で営業キャッシュフローが赤字	
B その年の株式の譲渡益から、ベンチャー企業への投資額を全額控除出来ます。投資額の上限はありません。	研究者あるいは新事業従業者が2人以上かつ常勤役員・従業員の10%以上		試験研究費が売上高の3%超		試験研究費が売上高の5%超	
					売上高成長率25%超	



財産債務調書の提出督促への対応について

財産債務調書は、総所得金額が2000万円を超え、その年の12月31日時点での財産の合計額が3億円以上または有価証券が1億円以上ある場合に提出を要します。

税務署は、総所得金額が2000万円以上である方に対して、提出を促す書類が送られています。

督促書類を受け取った場合の対応について

提出要件を満たさないのであれば、提出要件がない旨を回答すれば足りません。提出要件がないのに個人情報を提供する義務はありません。要件の財産基準には同族会社の株式や不動産などは評価額が必要な場合があります。この金額がご不明の場合は担当者までご相談ください。

決算申告の区切りがついた合間を利用し、初めての海外旅行でカナダに行ってきました。ロッキー山脈の雄大な日本では味わえない体験でリフレッシュしてまいりました。(風間慎一)



Q&A コーナー



自宅を会社で買う?自分を買う?

自宅を買いおうと思いますが、会社で買う方がメリットがあるって聞いたことがあります。どういうことですか?

会社の経費が増えますが、メリットは条件によります

社長が個人で購入すれば、住宅ローン控除を受けることができます。現行ではローン残高の1% (上限40万円) を10年間適用されます。5000万円の家をローンで購入した場合、マックスの減税額は40万円×10年=400万円です。

法人で購入した場合、購入費用及び銀行利息など損金となるとともに、建物は減価償却をすることができず。

ただし、社長は社宅を借りしますので会社に家賃を支払わなくてはなりません。しかし、その家賃の額は下の計算式を基準にすればよく、通常家賃より相当低いため、経費の額が大きく異なります。ただし、税メリットは法人が利益を出している場合に限られます。詳しくは担当者にご相談ください。

$$\text{賃貸料相当額(月額)} = \{ \text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額} \times 12\% \\ (\text{木造以外の家屋は } 10\%) + \text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額} \times 6\% \} \div 12。$$

ただし、役員に賃貸している社宅の床面積が132㎡(木造以外の家屋は、99㎡)以下である場合には、使用人に対する次の算式でOKです。

$$\text{賃貸料相当額(月額)} = \text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額} \times 0.2\% \\ + 12 \text{円} \times \text{その家屋の総床面積(㎡)} / 3.3 \text{㎡} + \text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額} \times 0.22\%$$